香港メディア等招請事業仕様書

１　目的

仙台香港線を活用した、香港から青森県、岩手県及び秋田県（以下、「北東北三県」という。）への個人旅行客の誘客拡大・広域周遊の促進を図るため、現地メディア等を招請し、北東北三県のドライブルートや観光コンテンツなどの情報発信を強化する。

２　委託業務の名称

　　香港メディア等招請事業委託業務

３　委託契約の期間

　　契約締結日～令和８年３月１９日

４　業務内容

（１）現地メディア、インフルエンサー等による情報発信

　　①被招請者の選定

・香港市場の訪日リピーター層への発信力があるメディア、インフルエンサーを１社１名程度選定すること

・被招請者の選定に当たっては以下の基準を満たすこと

 <メディアの場合>

 -雑誌や新聞等の紙媒体、web媒体、テレビ等広く香港在住者に見られている媒体を選定すること

 -紙媒体については発行部数５万部以上

 -web媒体については北東北三県の記事が掲載されるページの月間ＰＶ数(オーガニックのみ)5,000以上

 <インフルエンサーの場合>

-YouTubeまたはInstagramのリール等動画による情報発信に力を入れていること

-フォロワー数10,000人以上

-情報発信回数等

 YouTubeの場合：計１５分以上(複数回に分けての配信も可)、ショート動画１本

以上

　　　　 Instagramの場合：６回(３県×２本)以上（うちリール動画３回以上）

　　②被招請者による取材

・香港-仙台便を利用した旅行情報発信のため、仙台空港便利用を想定した行程を組むこと

・被招請者については、香港在住、日本在住を問わない

・取材行程については受託者による提案とするが、北東北三県にそれぞれ１泊以上する行程とすること

・北東北三県を周遊する形、２県ずつ３回周遊する形など行程は問わないが、３県を満遍なく周遊できる行程とすること

・行程検討にあたっては、以下の市町村をなるべく組み入れること

○青森県：弘前市、深浦町、西目屋村、大間町

○岩手県：花巻市、八幡平市、平泉町

○秋田県：秋田市、大館市

・取材先については、被招請者または受託者でアポイントメントと取材許可を必ずとること

・被招請者、被招請者と同行するスタッフやガイド、通訳に関する経費については、この事業費に全て含まれるものとするが、仙台駅から青森県、岩手県または秋田県への往復に新幹線を利用し、五能線「リゾートしらかみ」を取材対象に組み入れる場合に限り、ＪＲ東日本から１名分（上限48,000円）のサポートを受けることができるものとする。

・取材については効果的な発信時期から逆算して提案すること

　　③被招請者による取材内容の情報発信

・撮影した動画や写真、作成した原稿の確認方法については被招請者側のルールに則った形で実施するが、情報発信前に取材先、委託者それぞれに必ず１回以上確認を受けること

・取材内容の発信時期については、北東北三県の認知度向上又は誘客に効果的な時期とするほか、web媒体、YouTube、Instagramにおいては発信時間帯も配慮すること

（２）独自提案

▼上記業務のほか、北東北三県の認知度向上又は誘客に資する業務を、契約額で実施可能な範囲内で提案すること。

　　　　▼本業務において、被招請者の移動に航空会社等のサポートが受けられる場合は積極的に提案すること

　　　　▼本事業費の範囲内で可能であれば、ペイドメディアによる情報拡散の提案も可

５　目標とする指標

以下の指標をもとに提案すること

必須指標: インプレッション数 １５万以上

 　　 選択指標: ４の業務について、エンゲージメント指標等、広告を見た人の行動に繋がる

指標を１つ以上提案すること

６　契約に関する条件等

（１）報告書の提出

・　本業務の完了時に実績報告書を提出すること。

・　上記報告のほか、必要な場合は適宜書面にて状況を報告すること。

（２）再委託等について

・　受託者は本業務のすべてを第三者に再委託し、又は、請け負わせてはいけない。

・　受託者は本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、実施体制等を事前に書面にて提出して委託者の承認を得るものとする。

（３）業務の履行に関する措置

・　委託者は本業務（再委託した場合を含む）の履行につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。

・　受託者は前記要求があったときは、当該要求に係る対応を決定し、１０日以内に委託者に書面で提出しなければならない。

（４）その他

・　受託者は本業務（再委託をした場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。また、契約終了後も同様とする。

・　受託者は本業務（再委託をした場合を含む）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。

・　この仕様書に定めのない事項については、両者協議の上、決定する。